

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1715号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（規則第6-661号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第3項若しくは第4項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) 一般職員給与条例第27条の5第1項に規定する職員で一般職員給与条例別表第3ロの表の適用を受けるもの及び市町村立学校職員給与条例第29条の4第1項に規定する職員で市町村立学校職員給与条例別表第1ロの表の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2) 一般職員給与条例第27条の5第1項に規定する職員で一般職員給与条例別表第3イの表の適用を受けるもの及び市町村立学校職員給与条例</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第3項若しくは第4項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) 一般職員給与条例第27条の5第1項に規定する職員で一般職員給与条例別表第3ハ教育職給料表（三）の適用を受けるもの及び市町村立学校職員給与条例第29条の4第1項に規定する職員で市町村立学校職員給与条例別表第1ロ教育職給料表（二）の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2) 一般職員給与条例第27条の5第1項に規定する職員で一般職員給与条例別表第3ロ教育職給料表（二）の適用を受けるもの及び市町村立学</p>

<p>第29条の4第1項に規定する職員で市町村立学校職員給与条例別表第1イの表の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>校職員給与条例第29条の4第1項に規定する職員で市町村立学校職員給与条例別表第1イ教育職給料表(一)の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(3)～(7) (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。